

2018年5月24日

お客様各位

内外トランスライン株式会社

【輸出】インドネシア向け TAX ID NO. 及び HS CODE 記載のお願い

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびインドネシア税関の新ルール NO. 158/PMK. 04/2017 に基づき、Consignee 様の TAX ID NO. (NPWP NO.) 及び HS CODE の税関への提供が義務づけられました。

お客様各位にはお手数をお掛けしますが、D/R に下記内容をご記載いただきますよう、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------------|--|
| 【対象貨物】 | 輸出 LCL 及び FCL |
| 【対象航路】 | インドネシア向け |
| 【必須情報 (LCL)】 | ①Consignee 様の TAX ID NO. (NPWP NO.)
Consignee 欄に記載して下さい
Consignee:To Order の場合は、Notify 欄へ Notify Party の
TAX ID NO. を記載して下さい

②HS CODE (4 桁以上)
Description 欄に記載して下さい
HS CODE が複数の場合、代表的な番号を 5 種類まで記載して
下さい |
| 【適用開始日】 | 即日 (現地入港 : 5 月 23 日より) |

※ FCL の TAX ID NO. /HS CODE 記載方法については、使用船社の規定に準じます

以上

なお、ご質問等ございましたら、最寄りの各支店・営業所までお問い合わせください。

本 社	TEL : 06-6260-4706	神戸支店	TEL : 078-332-0040
東京支店	TEL : 03-3276-7317	横浜支店	TEL : 045-226-2051
名古屋支店	TEL : 052-232-7730	福岡営業所	TEL : 092-436-4480